

設立・異動・解散の際の届出書類

設立・異動・解散があった場合、政治団体は、以下のケースに応じて書類を届け出なければなりません(郵送ではなく持参)。

設立

○届出期限: その組織の日、又は政治団体となった日から7日以内

○届出書類: **政治団体設立届** + 以下の一覧表の中から該当する添付書類

※添付書類一覧表

添付書類名	備考
綱領、党則、規約又は会則等	必ず添付する書類
政党の状況等に関する届	政党の支部
支部証明書	政党の支部
国会議員氏名届	国会議員が主催する政治団体又は主要な構成員である政治団体
被推薦書	県議会議員、知事の候補者等を推薦・支持することを本来の目的とする団体が、個人からの寄附にかかる課税上の優遇措置を受けようとする場合
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	国会議員関係政治団体のうち、2号団体及び資金管理団体等の1号団体と2号団体の両方に該当する政治団体
資金管理団体指定届	指定した場合

解散

○届出期限: 解散又は目的変更等により政治団体でなくなった日から30日以内

○届出書類: **政治団体解散届** + 以下の一覧表の中から該当する添付書類

※添付書類一覧表

添付書類名	備考
収支報告書	必ず添付する書類 ※解散の日現在で収入、支出並びに資産等に関する事項を記載した収支報告書
領収書等の写し	収支報告書に支出があった場合
資金管理団体でなくなった旨の届	資金管理団体指定団体であった場合

異動

○届出期限:その異動の日から7日以内

○届出書類:届出事項の異動届 十 以下の一覧表の中から該当する添付書類

※添付書類一覧表

添付書類名	備考
綱領、党則、規約又は会則等	左記の内容に異動が生じた場合
政党の状況等に関する届	政党の支部で政党の名称に変更があった場合
支部証明書	政党の支部で、名称・事務所の所在地・主たる活動区域に変更があった場合
国会議員氏名届	国会議員が主催する政治団体又は主要な構成員である政治団体に該当することとなった場合
被推薦書	県議会議員、知事の候補者等を推薦・支持することを本来の目的とする団体が、個人からの寄附にかかる課税上の優遇措置を受けようとする場合
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	国会議員関係政治団体のうち、2号団体及び資金管理団体等の1号団体と2号団体の両方に該当する政治団体となった場合
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	国会議員関係政治団体のうち、2号団体及び資金管理団体等の1号団体と2号団体の両方に該当する政治団体ではなくなった場合
資金管理団体指定届	指定した場合
資金管理団体指定届出事項の異動届	指定している団体で異動が生じた場合
資金管理団体指定取消届	指定を取り消した場合
資金管理団体でなくなった旨の届	資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった等、取消以外の事由により資金管理団体の要件を満たさなくなった場合